

○財務省告示第四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十一年四月三日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五十四回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）第四号）
の 法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）
の 法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
三 大 銀
十 臣 行
一 か
年 ら
四 通
月 知
三 を
日 受
け
た
者